



下呂市移住支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 8 年 5 月 26 日

下呂市長 山 内



令和 8 年下呂市告示第170号

### 下呂市移住支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

下呂市移住支援補助金交付要綱（令和元年下呂市告示第27号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この要綱は、「清流の国ぎふ」創生総合戦略及び下呂市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、岐阜県と共同して行う岐阜県東京圏からの移住支援事業において、東京圏から本市に移住した者が、下呂市移住支援補助金（以下「移住支援金」という。）の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内で移住支援金を交付することについて、<u>岐阜県東京圏からの移住支援事業費補助金交付実施要綱（平成31年4月1日制定）</u>、<u>岐阜県東京圏からの移住支援事業費補助金交付実施要領（平成31年4月1日制定）</u>及び下呂市補助金等交付規則（平成16年下呂市規則第45号）の定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(交付対象者)</p> <p>第 4 条 補助金の交付の対象となる者は、申請</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この要綱は、「清流の国ぎふ」創生総合戦略及び下呂市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、岐阜県と共同して行う岐阜県東京圏からの移住支援事業において、東京圏から本市に移住した者が、下呂市移住支援補助金（以下「移住支援金」という。）の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内で移住支援金を交付することについて、<u>岐阜県東京圏からの移住支援事業費補助金交付実施要領（平成31年4月1日制定。以下「県実施要領」という。）</u>及び下呂市補助金等交付規則（平成16年下呂市規則第45号）の定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(交付対象者)</p> <p>第 4 条 補助金の交付の対象となる者は、申請</p>

改正後	改正前
<p>時において、第1号（世帯に係る申請の場合にあつては、第1号及び第6号）の要件を満たし、かつ第2号から第5号までの要件のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 移住等に関する要件 次に掲げる要件全てに該当する者</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 下呂市への転入後1年以内である者、かつ市に移住支援金を申請する日（以下「申請日」という。）から5年以上継続して居住する意思を有している者。<u>ただし、地域未来交付金制度要綱（令和8年2月4日制定）に定める地域未来交付金の交付決定前であつたことにより、転入後1年以内に申請を行うことができなかつた場合には、同交付金の交付決定日から、当該年度の4月1日から転入後1年となる日までの日数が経過するまでの期間、申請を可能とする。</u></p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) テレワークに関する要件 次に掲げる事項の全てに該当する者</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ <u>地域未来交付金制度要綱に定める地域未来交付金のうち、デジタル実装型又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先事業所等から当該移住者に資金提供されていないこと。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 起業に関する要件 申請日以前の1年</p>	<p>時において、第1号（世帯に係る申請の場合にあつては、第1号及び第6号）の要件を満たし、かつ第2号から第5号までの要件のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 移住等に関する要件 次に掲げる要件全てに該当する者</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 下呂市への転入後1年以内である者、かつ市に移住支援金を申請する日（以下「申請日」という。）から5年以上継続して居住する意思を有している者</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) テレワークに関する要件 次に掲げる事項の全てに該当する者</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ <u>デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先事業所等から当該移住者に資金提供されていないこと。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 起業に関する要件 申請日以前の1年</p>

改正後	改正前
<p>以内に岐阜県が別に定める公益財団法人岐阜県産業経済振興センター補助金交付要綱に規定するスタートアップ等創業支援事業に係る補助金の交付決定を受けている者</p>	<p>以内に岐阜県がスタートアップ等創業支援事業費補助金交付要綱（令和7年4月1日）又は岐阜県地域課題解決型創業支援事業費補助金交付要綱（平成31年4月1日制定）に基づく起業支援金の交付決定を受けている者</p>
<p>(6) (略)</p>	<p>(6) (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(返還請求)</p>	<p>(返還請求)</p>
<p>第10条 市長は、交付決定者が次の各号に応じて掲げる要件に該当すると認めるときは、移住支援金の全額又は半額を取り消すことができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして岐阜県知事及び市長が認めた場合はこの限りではない。</p>	<p>第10条 市長は、交付決定者が次の各号に応じて掲げる要件に該当すると認めるときは、移住支援金の全額又は半額を取り消すことができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして岐阜県知事及び市長が認めた場合はこの限りではない。</p>
<p>(1) 全額の返還 次に掲げるいずれかに該当する場合</p>	<p>(1) 全額の返還 次に掲げるいずれかに該当する場合</p>
<p>ア～ウ (略)</p>	<p>ア～ウ (略)</p>
<p>エ 第4条第1項第5号に係る交付決定を取り消された場合</p>	<p>エ <u>起業支援金の</u>交付決定を取り消された場合</p>
<p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(2)・(3) (略)</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>



# 改正後

様式第1号 (第5条関係)

年 月 日

(あて先)下呂市長

所在地

事業者名

印

代表者名

電話番号

担当者

就業証明書 (下呂市移住支援補助金の申請用)

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 (移住前)	
勤務先所在地 (移住後)	
勤務先部署の所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令 (転勤、出向、出張、 研修等含む) ではない
交付金による 資金提供	<u>地域未来交付金制度要綱に定める地域未来交付金のうち、デジタル実 装型又はその前歴事業による資金提供をしていない</u>

岐阜県東京圏からの移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、岐阜県及び下呂市の求めに応じて、同岐阜県及び下呂市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

# 改正前

様式第1号 (第5条関係)

年 月 日

(あて先)下呂市長

所在地

事業者名

印

代表者名

電話番号

担当者

就業証明書 (下呂市移住支援補助金の申請用)

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 (移住前)	
勤務先所在地 (移住後)	
勤務先部署の所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令 (転勤、出向、出張、 研修等含む) ではない
交付金による 資金提供	<u>デジタル田園都市国家構想交付金 (デジタル実装タイプ (地方創生テレワーク型))</u> 又はその前歴事業による 資金提供をしていない

岐阜県東京圏からの移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、岐阜県及び下呂市の求めに応じて、同岐阜県及び下呂市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

附 則

この告示は、令和8年5月26日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

